

独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所職員の勤務時間・休暇等に関する細則

平成19年4月1日

国立文化財機構細則第12号

(目的)

第1条 この細則は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項について、独立行政法人国立文化財機構職員勤務時間、休暇等規程（以下「勤務時間等規程」という。）及び独立行政法人国立文化財機構職員育児・介護休業規程（以下「育児・介護規程」という。）の細目を定めることを目的とする。

(出勤及び退勤の手続き)

第2条 職員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

(始業及び終業の時刻等の変更)

第3条 勤務時間等規程第4条第1項及び第5条第2項及び育児・介護規程第19条に基づく始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

勤 務		始 業	終 業	休憩時間
奈良文化財研究所職員		午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時
育児又は介護を行う職員	早出	午前7時00分 から 8時15分まで の範囲	午後3時45分 から 5時00分まで の範囲	午後0時から 午後1時
	遅出	午前8時45分 から 11時00分ま での範囲	午後5時30分 から 7時45分まで の範囲	午後0時から 午後1時

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年3月27日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年3月24日に改正し、令和7年4月1日から施行する。